

第二十六回
参議院運輸委員會會議錄第六号

昭和三十三年三月七日(木曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 戸叶 武君
理事 江藤 智君
木島 虎蔵君
三木與吉郎君
大倉 精一君

委員

石原幹市郎君
植竹 春彦君
後藤 義隆君
成田 一郎君
平島 敏夫君
相澤 重明君
柴谷 要君
中村 正雄君
高良 とみ君
森田 義衛君
市川 房枝君
岩間 正男君

国務大臣

運輸大臣 宮澤 胤男君

政府委員

運輸省港灣局長 天竺 良吉君
運輸省鉄道局長 榎田 良彦君
運輸省監理局長 細田 吉蔵君
運輸省自動車局長 山内 公敏君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
会専門員

本日の会議に付した案件

○公聴会開会に関する件

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○港灣法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○運輸事情等に関する調査の件(高速自動車国道に関する件)

○連合審査会開会の件

○委員長(戸叶武君) これより運輸委員會を開会いたします。

まず、公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は、一般的関心及び目的を有する重要案件でありますので、利害関係者及び学識経験者等から意見を聞いて、審査の参考に資するため公聴会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(戸叶武君) 御異議ないと認め、公聴会の日時問題並びに公聴会の数及び選定その他手続等は、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(戸叶武君) 御異議ないと認め、公聴会開会承認要求書を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長(戸叶武君) 次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、宮澤運輸大臣より提案理由の説明をお願いします。

○国務大臣(宮澤胤男君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本国有鉄道の財政の再建につきましては、国会におきましてしばしば御議論をいただいたところであります。また政府におきましても臨時に日本国有鉄道経営調査会を設置して、広く民間有識者の意見を聴取いたしました。したが、国鉄の現状は、累積した老朽施設車両の取りかえを急速に行なうて輸送の安全を期さなければなりません。また一方最近の国内経済の状況を反映いたしまして、急速に増加いたしました輸送需要に対応するための輸送力の増強も行なわなければならない。さらに電化その他鉄道の近代化をはかつてサービスの向上、経営の合理化を促進すべき段階にきているわけであり、これがための資金の調達をいかにして行なうかが国鉄財政の大きな問題であり、ひいては国鉄再建のかぎともなっているわけであり、これらに要します資金総額は向う五カ年間で約六千億円の巨額に達しますが、このうち約四三%に当るものは従来の固定資産の維持に充たされるものであり、残り約五七%が経済拡大に伴います輸送力増強その他電化工事等鉄道の近代化に充たされるものであります。

この後者に属します資金の調達は極力外部資金に依存すべきものであります。まず、旅客と貨物の関係におきましては、従来の運賃改訂の経緯及び

が、輸送力増強のための資金といえども必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらには過去の償却不足を特別償却するという意味をも含めまして、減価償却費の外に、ある程度自己資金により資金の調達を考慮することにいたしましたわけであり、

以上のような次第で老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充たすべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃の値上げを決定いたしましたわけであり、

運賃値上げの決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の客申を尊重いたし、さらに収入において今一そうの努力を要請するとともに、所要経費につきましては、世論にこたえ徹底な経営合理化による節減を求めるといたしまして、最小限度の割三分にとどめることにいたしましたわけであり、なお、この割三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基き、国鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に国鉄の収入増になりますものは約一割増ということになりました。

次に運賃改訂の内容についてであります。まず、旅客と貨物の関係におきましては、従来の運賃改訂の経緯及び

が、輸送力増強のための資金といえども必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらには過去の償却不足を特別償却するという意味をも含めまして、減価償却費の外に、ある程度自己資金により資金の調達を考慮することにいたしましたわけであり、

以上のような次第で老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充たすべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃の値上げを決定いたしましたわけであり、

運賃値上げの決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の客申を尊重いたし、さらに収入において今一そうの努力を要請するとともに、所要経費につきましては、世論にこたえ徹底な経営合理化による節減を求めるといたしまして、最小限度の割三分にとどめることにいたしましたわけであり、なお、この割三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基き、国鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に国鉄の収入増になりますものは約一割増ということになりました。

次に運賃改訂の内容についてであります。まず、旅客と貨物の関係におきましては、従来の運賃改訂の経緯及び

が、輸送力増強のための資金といえども必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらには過去の償却不足を特別償却するという意味をも含めまして、減価償却費の外に、ある程度自己資金により資金の調達を考慮することにいたしましたわけであり、

以上のような次第で老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充たすべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃の値上げを決定いたしましたわけであり、

運賃値上げの決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の客申を尊重いたし、さらに収入において今一そうの努力を要請するとともに、所要経費につきましては、世論にこたえ徹底な経営合理化による節減を求めるといたしまして、最小限度の割三分にとどめることにいたしましたわけであり、なお、この割三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基き、国鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に国鉄の収入増になりますものは約一割増ということになりました。

次に運賃改訂の内容についてであります。まず、旅客と貨物の関係におきましては、従来の運賃改訂の経緯及び

が、輸送力増強のための資金といえども必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらには過去の償却不足を特別償却するという意味をも含めまして、減価償却費の外に、ある程度自己資金により資金の調達を考慮することにいたしましたわけであり、

以上のような次第で老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充たすべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃の値上げを決定いたしましたわけであり、

運賃値上げの決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の客申を尊重いたし、さらに収入において今一そうの努力を要請するとともに、所要経費につきましては、世論にこたえ徹底な経営合理化による節減を求めるといたしまして、最小限度の割三分にとどめることにいたしましたわけであり、なお、この割三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基き、国鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に国鉄の収入増になりますものは約一割増ということになりました。

ら強い要請があつたものでありまして、ほとんどいづれも利用者に利益となるものであります。

以上が今回の改訂のおもな点であります。今日国民各位に幾分でも負担の増加を願うことは心苦しいところでありますが、この運賃改訂によつて得られます増収額は、これをあげて輸送力の増強に資することといたしまして、国鉄の輸送力を飛躍的に増大して、いわゆる輸送の隘路を開くことが国家の産業経済活動、国民生活により大きな貢献をするものであることを考えまして、運賃改訂も必要やむを得ない措置であると考えた次第であります。

最後に、本法案実施は来る四月一日からと予定しておりますので、重要案件の御審議にきわめて御多忙のことと存じますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認賜りたくお願い申し上げます。

○委員長(戸叶武君) 次に、法案の補足説明を補田鉄道監督局長より説明をお願いします。

○政府委員(権田良彦君) それでは私から、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の内容について補足説明を申し上げます。法案について御説明いたしますよりは、お手元に、ただいま参考資料といたしまして「鉄道運賃改訂資料、旅客・荷物」の部と「貨物」の部と二冊お配りいたしております。この方が内容が詳細でございますので、これに従ひまして簡単に御説明を申し上げます。

まず旅客でございますが、第一ページでございます。鉄道普通旅客運賃の賃率、これが法律事項でございますが、これは地帯別になっておりまして、百

五十キロメートルまでが第一地帯、続いて五百キロメートルまでが第二地帯、千キロメートルまでが第三地帯、千一キロメートル以上が第四地帯、その一キロメートル当りの賃率が定まつておりました。これも貨物同様運賃距離減になつておりますが、現在の二四〇銭を二四四〇銭にいたし、第二地帯は、一四四四〇銭を一四六五〇銭、第三地帯は七五五〇銭を八五五〇銭、第四地帯は五五五〇銭を五五五〇銭、これが基礎賃率でございます。で、これに對しまして、二等がこれの二倍、一等がこれの四倍、こうなりまして、二等と一等には、さらに賃率のほかに二割に相当いたします普通旅客税が外ワクとして加わるわけでございます。

次に航路の普通旅客運賃でございますが、これも法律事項でございます。これは別表一と申しますところがございますが、これは五ページでございます。航路は、この左に書いてあります。航路が国鉄の航路でございますが、これを三等の現行の右の改訂案に見合いますように改正をいたします。二等は三等の倍でございます。青森一函館間につきましては今回二四二〇銭を二五五〇銭、宇野一高松間は五〇十銭を六〇十銭、仁方一堀江間は五五〇銭を六〇十銭、宮島口一宮島間は四〇十銭を四四〇銭、大島一小松港間は三〇十銭を三三〇銭、下関一門司港間は三〇十銭を三三〇銭、かように相なります。

次に二ページ目でございますが、鉄道定期旅客運賃でございます。定期の旅客運賃は、ただいま申し上げました第一地帯の改訂賃率、すなわち二四四〇銭をベースとして設定いたします。定期の旅客運賃は百キロメートルまで

について設定してあるものでございまして、従ひまして第一地帯の賃率が適用に相なります。従ひまして賃率としては法律事項でございますが、以下申し上げます割引関係は、これは法律事項ではございませんので、日本国有鉄道運賃法に従ひまして、五割以内ならば、これは総裁限りにおいて決定し得ることに相なつておるのであります。

現在定期には普通と通勤と通学と三種類でございます。この定期旅客運賃は、戦後累次の運賃改訂の際に、いろいろ社会政策的な要素をも加味いたしまして普通旅客運賃よりは低目に改訂しておつたのでございます。従ひまして、割引率が戦前よりずっと高率になつております。ここにございまして、最高現在の割引率は、普通について七割八分三厘、通勤について八割三分三厘、通学については九割零分八厘になつております。これは一月月についてでございます。これが三月月、六月月になりますと、さらに一月月に対する割引割合が、三月月においてこれの一割、六月月において一割五分さらに割引引くという制度になつております。従ひまして、この定期の割引率といふものは、まあ他に例を見ないほど大きな割引をいたしております。戦前の比へまして、同じ日本の国有鉄道の割引率が高目になつておる、これ

をできるだけ合理的なものにいたしたいと考へたのであります。これを一律に戦前並みに戻しますことは、いろいろな事情もございまして、今の回は普通定期については、一月月について最高を七割五分、通勤については八割、それから通学については、これは学生の生活環境もございまして、

そういう事情からこれは現行通り九割零分八厘、こういふところで割引率の最高を押えてみたい、三月月、六月月のさらに割引引きする割引率は同じでございますが、こういふことではないてみたかどうかと思つて案を作つたわけでありまして、この内容については、後ほど別表について御説明を申し上げます。

航路の定期旅客運賃は、これは航路の、先ほど申し上げました普通旅客運賃の改訂に順じて改訂いたしましたが、これは六ページの別表2にございいたしますが、これは内容説明は省略させていただきます。

次に料金関係でございますが、三ページでございますが、急行料金はこれは法律の別表でございまして、今回別表3、すなわち七ページにございするが、このように改訂をいたした。まず、普通急行料金でございますが、並びに準急行料金でございますが、これは七ページの3の下にございする。さらに、各地帯別に料金がきまつておりますが、たとえば普通急行で申し上げますと、三等三百キロ二百円を二百三十円、準急行は百五十キロまでの三等六十円を七十円、おおむね一割五分程度に切り上げに相なりますが、このように改訂をいたしたい。特別急行につきましては、特別急行の利用旅客の流動状況を考慮いたしまして、ここにございしますように現在の地帯刻みが六

百、九百、千二百、千二百一以上、こうなつておりますのを四百、八百、千二百、千二百一以上、こういふふうに刻みを変えまして、それぞれの現在の六百元、八百円、千円、千二百円を適用いたしたい。これは御案内の通り

に、在来特別急行が東海道線に走つておりましたのが、昨年から山陽線にも走るように相なりまして、その運行距離が長くなりました。これによりましてこの御利用願ひ旅客の流動状況から上り下りの状況を勘案いたしまして、かように改訂をいたしたわけであり

ます。次に寝台料金、特別二等車料金及び特別二等船室料金でございますが、これは御案内の通りに、寝台料金につきましては、三十年の七月だったと思ひますが、一等寝台車をなくしまして、二等にいたしました。それから三等寝台料金を作りました。改訂したばかりでございますので、今回は据え置く。

従つて、この据置に伴ひまして、特二の料金も据え置いた、こういう次第でございます。次に荷物の運賃の改訂要綱でございますが、ここに荷物と申しますのは、旅客列車にくつておられます荷物車によつて運ぶ通常手荷物と申しておるものでございまして、これは手荷物については、現行三十キログラムについて百円を百五十円、これは一割三分値上げの、切り上げ、端数整理であります。それから通常小荷物については、五百キロメートルまでの距離刻みを百キロメートル刻みに改め、五キログラムの重量刻みを設定いたしました。これはいづれも御利用なさる方々にとつて便利となるものでござい

ます。特にここで問題になりますのは、この次の四ページの3にあげてございします特別小荷物運賃でございます。これは新聞と雑誌でございます。新聞と雑誌につきましては、他の手小荷物と

以下、以上申し上げ

た、さういふので、昔、

か、これは戦前は三倍であつたんであ

いたしました餽率でございますが、普

台から一割三分台ということに右に値

111

参ります。すなわち三十キロ地帯では月額は百六十円、一割六分三厘、四十キロ地帯では二百五十円、二割四分、四十一キロ以上遠距離になりますと、大体月額で四百三十円、日割りにいたしまして十四円何角になります。値上げ率としては三割二分一厘となります。この改訂案のカッコ内にございますように、しかし、普通運賃に比べますと、四十キロ地帯あるいは四十一キロ以上になりますと、七分ないし八日分の普通運賃に見合うわけでございます。

次に、十四ページの通常小荷物運賃は、これはあまり御説明を加えることはございせんので省略いたしました。十五ページの特別扱いのものについての参考表を簡単に御説明をいたします。これは新聞雑誌等でございますが、先ほど申し上げましたような理由で、特別な扱いをいたしております。この十五ページに示しましたのが原価との対照でございます。十六ページにお示しいたしましたのが新聞紙の定価と運賃、それが今回改訂になる割合でございます。十七ページは、同じように雑誌の関係でございます。

以上、旅客、荷物について簡単に御説明をいたしました。続いて貨物について別冊について御説明をいたします。今回の貨物運賃の改訂要領は、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、おおむね一割三分程度の増収をいたしますように、貨率の引き上げと一部運送制度の改正を加えて、サービスの向上をはかっております。法律事項といたしましては、これは、1の車扱貨物の貨率の改訂、これが法律事項でございます。他はいずれも

法律事項ではございません。貨率につきましては、今回貨物の遠距離運賃率を修正いたしておりますことが大きな点でございます。これは、四ページに車扱い貨物貨率表改訂案というのがございます。これが距離別に、普通等級、特別等級各キロメートルごとの貨率が入れてございます。これは四、五、六、七ページまで続きますが、これは非常におわかりにくい表でございます。後、これを適用いたしました場合の実例の例について御説明をいたします。

ちよつと九ページをお開きを願いたいと思ひます。九ページに、遠距離運賃の問題についての御説明を加えております。これは、日本の運賃の立て方におきましては、やはり非常に長い島でございまして、産業の開発その他諸点を勘案いたしまして、かねてからこの遠距離運賃減制を採用しております。これは他の諸国においては多少実情を日本とは異にいたしては多少実情を遠距離運賃減は、その地帯別の貨率に——指数に直して申し上げますと、左が距離でございます。右が指数に直してございまして、十キロメートルぐらゐまでの一キロ当り貨率を一〇〇といたしますと、これはだんだん減つて参る、五十で四五、百で三八、五百で二二、八百で二〇、千で一九、千五百で一八、二千で一八、こゝろいふに著しく減をいたして参ります。実は、これは昭和十一年——戦前の正常な時代でございますが、それは大体三百五十キロメートルまでこの貨率を下げて参りまして、それから先は一つの貨率で参つておつたのであります。それを、戦争中いろいろ船舶が軍用に徴

用せられて、あらゆる物資を陸で、しかも鉄道で運ぶことになりました。それを八百キロメートルまで下げ、延ばしたのであります。たゞしに指数を申し上げますと、昭和十一年時代に、十キロメートル地帯を一〇〇といたしますと、五百では三〇でございまして、それから八百では二六、千では二四、千五百では二二、二千では二一という運賃指数でございます。これを今いろいろ海陸の輸送調整その他運送原価等から見合ひまして、これを若干合理化いたしたい。今回はこれを五百キロ——八百から五百にいたしたい。三百五十まで行くのは少し急激でございますから、五百でとめましますと、実際の運賃率がどうなるかと申し上げますと、改訂案でお示し申し上げますように、この一〇〇が逐次二一、二〇、一九とあります。従ひまして、現行と比べますと、一ぐらいの差でございます。このようないことが、この別表の一の車扱い貨物貨率表に含まれております。遠距離運賃減でございます。

次に営業キロの問題でございますが、これは法律事項ではございませんが、いろいろ不合理な点もございまして、今回の運賃改正を機会に改訂をいたしたいと考へました点が二つございまして、一つは、青森——函館間のキロ程でございます。これは現在四百五十キロメートルとなっております。先ほど御説明いたしました旅客の方では、陸上の運賃を計算いたしました。それに先ほど御説明いたしました船舶の旅客運賃を併算いたしました運賃を立てますが、貨物の方も戦前はそれでございまして、戦中いろいろな、併

算をいたしますと、非常に計算が複雑で、事務の合理化を期する上、いろいろ貨物運賃の合理化を期する上において、貨物に限っては陸も航路も通算をする、そのためにキロを設定いたしましたのであります。そのときに設定いたしましたキロが、三百五十キロメートルでございます。その後、戦争中新羅丸という普通の船を使いまして、積みかえ輸送を行ひまして、この積みかえ費を全貨物に負担していただくために、四百五十キロにいたしましたわけでございます。現在ではそういう積みかえの船はございません。いずれも貨車で直通して参りますから、積みかえ費のキロ加算は不合理でございますので、これをとる。さらに今回、先ほど申し上げました遠距離貨物の遠距離運賃減をも考慮いたしまして、青函のキロ程を三百キロメートルに短縮をいたしたのでございます。それから函門のキロ程は、これは在来、御承知のように連絡船でございましたが、その後陸道ができました。レールがつながりましたので、これはそのつど改正ができました。今度この運賃改訂の機会に、レールのキロに改める、すなわち三十キロメートルを六・三キロメートルに修正する、これはいずれも荷主各位には非常に有利になる改正でございます。

次に申し上げますのが、若干の運送制度の改正でございますが、これはいろいろ御要望もあり、諸般検討いたしました結果、合理性がございまして、今回これを国鉄に採用せしめたいと考へてゐるわけであります。その一つは、重量減トン制度及び一車二口扱の制度でございます。重量減トン制

度と申しますのは、現在百四十八品目について適用しておりますが、さらに百三十五品目追加したい。これは実はちよつと字がややこしいので、内容が複雑になっておりますが、簡単に申し上げますと、十トン車をほしいという荷主がございまして、その場合に、現在車両の新造計画としては、いろいろな輸送効率、製造効率、資材の節約その他から考へまして、十五トン車を主として製造いたしております。比較的に十トン車が少いのでございまして、十トン車をお待ち願えればそれを配車するよりな仕組みになっておりますが、これを十五トン車でもいからくれおれは積むからとおっしゃる方には、十五トン車を配車するのであります。そういったしますと、貨率は表記トン数が運賃の計算単位になりますので、これは

在来は十一トンの運賃になる。ところが、これは何と申しますか、十トン車をもう少しより一トン損するわけでございまして、今回はこれを品目をふやしまして、十トンの運賃というにいたすわけであります。それから一車二口扱いと申しますものは、車扱いの中に二口積んで一車をとる、この場合に、これは一割増しの運賃になっておつたのであります。これを合理化の点から割増しをしない、普通の運賃に直してしまふ、こゝろいふいずれも便利になる制度でございます。

次の等級格づけの問題でございますが、実は貨物等級というものは、その貨物の持つております価格なり経済価値、あるいはその運送原価、これに見合ひまして、実に多数の品目が等級別に整理してございまして、これを根本的に深く研究を加へまして、今の制

度と申しますのは、現在百四十八品目について適用しておりますが、さらに百三十五品目追加したい。これは実はちよつと字がややこしいので、内容が複雑になっておりますが、簡単に申し上げますと、十トン車をほしいという荷主がございまして、その場合に、現在車両の新造計画としては、いろいろな輸送効率、製造効率、資材の節約その他から考へまして、十五トン車を主として製造いたしております。比較的に十トン車が少いのでございまして、十トン車をお待ち願えればそれを配車するよりな仕組みになっておりますが、これを十五トン車でもいからくれおれは積むからとおっしゃる方には、十五トン車を配車するのであります。そういったしますと、貨率は表記トン数が運賃の計算単位になりますので、これは

度を確立いたしましたのが二十八年の二月でございます。自來若干年もちまちまして、その後において、若干の品目について、当時予想しておりました経済情勢の変わりましたもの、あるいは当時予想できなかった品物が最近技術の進歩で現われて参つておりますので、そういう補足的な意味において、八十五品目の貨物に対する格づけを改正いたしましたのでございます。

次に、これも制度でございますが、軽運減トンと申しますのは、これは輕いものでございまして、貨車に一ぱい積みまして、なかなか目方が出ないというものがございまして、こういうものには、その貨車の、先ほど申しました十五トンを純粹の原価主義の貨物によればいたすべきかもしれせんが、それでは目方ではないでいる運賃として酌定するもので、運賃の基準になるトン数を減らしてあります。それは昭和二十八年二月に、先ほど御説明いたしました等級改正の際にも、いろいろ査定基準を作りましてやつたのでありますが、その後、百七品目の貨物に對します軽運減トン方が不合理でございましたので、合理化をいたしましたわけでありまして、これも大体荷主の各位には有利に相なる。

次に最低運賃でございますが、最低運賃は、これは今回は据え置いた。これは大体石炭にございまして、あるいは食糧管理米で倉庫から港に出るような、距離の短かいものについては、運賃をはじいても出ませんので、最低の運賃を免着費あるいは輸送費を考慮いたして決定してあります。これは一割三分値上げしようかと思つて検討したのでありますが、諸般の情勢から据え置いたわけでありまして、

割増貨率の計算方は、ここにございまして、在來は相乗積でございまして、今度は總和にいたしました。従つて、荷主に有利に相なりまして、

それから最後の指図と申しますのは、これは鮮魚あるいは季節物によくある例でございまして、たとえば塩釜から魚がとれまして、これを東京市場に送つた、ところが、まだ貨車が平なら平の辺にいて、そのときに市場から電報がございまして、これを大阪市場に回してくれぬか、東京市場でさばくよりは大阪市場でさばく、こういう例が非常に多いのでございまして、そういう場合には、電報で手配ができました。荷主の御要望によつて着駅を変更するわけでありまして、在來は、そのときには運賃はそこから新たに立てまして併算した。従つて、遠距離運賃の利益が少なくなつて高くなるのであります。が、そういう商慣習がございまして、で、こういうものは長年の要望もございまして、今回は通算する。非常に有利になる制度改正だと思つて採用いたしましたわけでございます。

それから小口扱い貨物については、これはもうあまり問題がございせんが、これもやはり車扱い貨物の貨率の改訂に準じて遠距離運賃率を若干修正いたしました。それから小口扱いに新たに集貨の配達のついた貨率を設けまして、これでこちらの貨率の方によりまして、集貨配達つきの扱いを国鉄がいたす、こういうようなものを設けました。それから現在トン扱い貨物といふ、小口と車扱いの真中みたいな、小口よりは大きいけれども、車扱いほ

どまとまらないものというのがございまして、これは全体の貨物の〇・一ぐらゐでございまして、ほとんど御利用がないのでございまして、これは実情に合して現在の貨率を一割引きして改正をいたしました。その貨率はこの別表の二でございまして、第八ページにございまして、これはごらん願うように、これ以上御説明は加えなくてもよろしいかと存じます。

なお、青函、関門キロ程については、同様でございまして、それから割増し貨率、運賃計算重量につきましては、これも在來の大きな計算刻みを細かく分けて、また、割増しもいきなり五割と飛んだのを、二割というのを作りまして、これで荷主の方は御便利になり、また合理的になるようにいたしましたわけでございます。最低運賃、指図の場合は、車扱い貨物も同様でございまして。

以上が今回の内容でございまして、いささかこれを実例によりまして少し説明を加えたいと存じます。第十ページをちよつとお開き願いたいと存じます。これが十ページから十九ページまでわたつておりますが、これが今申し上げましたことを、貨率の改正といふいろいろな制度の改正とからみまして、実際の品物が実際の発着駅間で運賃がいかなるものであらうという例でございまして、例示でございまして、これをいろいろ米、小麦、小豆、大豆といふような農林物資、あるいは魚といふような水産物資、それから木材、パルプ用材、あるいは硫安、豊表といふような例示してございまして、で、米についてみまると、これは貨物でございまして、

その間に青函航路があるか、関門航路があるか、あるいは最低運賃の適用を受けるかといふことで非常に變つて参りますが、大体ここにあげております例のように、二分八厘ぐらゐしか上らぬ物から一割六分九厘まで上る物といふいろいろございまして、特に先ほど御説明いたしました中の遠距離運賃率の修正によりまして著しく値上り率が高額になるおそれのあるもので、国民生活に非常に重大な關係がありまして、物価等もこれを吸収する余地がなくて、経済的に非常に重要なものについては、個々具体的に特別の考慮を加えるように国鉄に計算してございまして、比較的值上り率は遠距離運賃率の修正を受けまいやうな配慮が物資別に加えてございまして、小麦、小麦について、このやうなものでございまして、それから大豆、アズキ、小麦粉、小麦粉あたりでたとえば西金沢、秋田になりますと、これは一割七分ぐらゐ上りますと、これは一割七分ぐらゐ上るやうなことに相なります。これは運賃の欄に現行と改訂案がございまして、実績はこの差額に出て参ります。

それから十一ページに参りまして、小麦粉、めん類、しょうゆがございまして、これはごらんになりますように、二分八厘しか上らぬものといふやうな、これはまあ距離は短くないのでありますが、青函航路のキロ程が先ほど申し上げましたやうに四百五十が三百になりまして、それが著しく貨率の上によりまして、それがあるいは龍野、岡山のしょうゆに一割六分一厘上るものもございまして、それから次は白菜、果菜——くだもの野菜でございまして、が、そういうものはこんな率になつて参ります。大体蔬菜類については、こんなものでございまして。

十二ページにカンショ、パレイショがございまして、これも大体高いもので一割六分一厘、低いもので八分六厘ぐらゐの例になつております。それからミカンでございまして、ミカンの静岡物が札幌へ参りまして一割三分四厘ぐらゐ、四国物の宇和島が東京市場へ参りまして一割六分八厘ぐらゐ、熊本物で大阪市場へ参りまして一割三分九厘ぐらゐ。次に、リンゴ、リンゴも大体こんなものでございまして、それから次に、下級鮮魚、鮮魚でございまして、鮮魚は比較的、ここでごらんになるやうに輸送距離が長うございまして、いろいろ市場に入るものについては、この遠距離運賃の影響が強く出ませんやうにいろいろ特別な扱い方を考慮いたしております。大体一割、高いもので一割七分台、それから長崎物で一割四分というやうなものがございまして。

次をおめくり願いますと十三ページでございまして、この上級鮮魚になりますとヒラメ、カレイの類でございまして、これはまた著しい例でございまして、二割三分逆に下る。現在の運賃よりも下る。これはなぜかと申しますと、実はこの鮮魚につきましては、この上級鮮魚と下級鮮魚の區別は、在來、非常にいろいろ検討して参つた点でございまして、水産業界からも非常な要望がございまして、在來はこれとこれとこれが下級鮮魚、残るものはすべて上級鮮魚、こゝういふ建前になつておつたわけでありまして、比較的上級鮮魚に追いやられる率が高い。今回はこれを逆にいたしました。これとこれとこれが上級鮮魚、あとは下級鮮魚と、

これが、本案を提案する理由であります。

次に、本案の概要について説明します。現行の港務法は重要港の水域、外郭及び係留の港務施設については、国と港務管理者がそれぞれ五割ずつ費用を負担しなければならぬことを定めておりますが、改正案による費用の負担については、恒久制度としては、国二・五、港務管理者二・五、受益事業者五という比率となりますが、一方、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律が効力を有する間は、暫定的に国三、港務管理者二、受益事業者五という比率によることとしておるのであります。

さらに受益事業者の負担金が事業費の十分の五をこえる場合については、現在考えておられますが、その必要が起りました場合には、特に法律をもって定めることとしております。

以上が、本案に対する概要並びに提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(戸叶武君) 次に、本案の補足説明を天竺港務局長より説明を願います。

○政府委員(天竺長吉君) ただいま大臣から提案理由及びその概要について御説明がありました港務法の一部を改正する法律案によりまして、昭和三十二年度において政府が行おうとしております事業の概要について説明申し上げます。

整備事業として考えておりますものに、石油関係のものその他のものがありまして、石油関係につきまして

は横浜、川崎、四日市、徳山、岩国、松山の六港におきまして、三万三千重量トンないし四万五千重量トンのスーパータンカーの入港を可能ならしめるために、来年度以降三カ年間にわたって航路、泊地の水深を十二メートルまで浚渫することを目標といたしております。

また、横浜港におきましては、第三区及び第四区の航路浚渫を実施することとし、これに要する事業費は五億円、国費は一億五千万円でありまして、川崎港におきましては、第四区航路を浚渫するものとし、これに要する事業費は三億円、国費は九千万円でありまして、四日市港におきましては、塩浜地区の航路及び泊地の浚渫を行うものとし、これに要する事業費は二億円、国費は六千万円でありまして、徳山港におきましては航路、泊地の浚渫を行うものとし、これに要する事業費は三千六百万円、国費は一千万八百万円でありまして、岩国港におきましては、泊地の浚渫を行うこととし、これに要する事業費は二千八百万円、国費は八百四十万円でありまして、松山港におきましては、泊地浚渫を行うこととし、これに要する事業費は一億円、国費は三千万円でありまして、以上が石油輸入港における計画であります。

次に、石油関係以外の事業について産業関連事業計画について申し述べますと、横浜港におきましては、末広町地区について、現在水深八メートルの航路を九メートルに浚渫することとし、これに要する事業費は七千万円、国費は二千百万円でありまして、清水港におきましては、袖師船だまりを水深六メートルに浚渫し、東防波堤を撤去

して北防波堤を新設することにより、千五百トン級の船舶の入港を可能ならしめることとし、これに要する事業費は四千四百万円、国費は千三百二十万円でありまして、名古屋港におきましては、荒子川運河入口を水深六・五メートルに浚渫し、二千トン級船舶の航行を可能ならしめることとし、これに要する事業費は二千万円、国費は六百万円でありまして、大阪港におきましては、木津川地区を水深九メートルに浚渫するものでありまして、これに要する事業費は五千万円、国費は一千五百万円でありまして、河海港におきましては、二島地区を水深五・五メートル及び三番川地区を水深六メートルに浚渫しようとするものでありまして、これに要する事業費は一千八百万円、国費は五百四十万円でありまして、新居浜港におきましては、外港水深八メートルに浚渫しようとするものでありまして、これに要する事業費は六千万円、国費は一千八百万円でありまして、以上合計いたしますと、昭和三十二年において、本法律案の適用されま

す事業の事業費は十四億二千六百万円の予定であります。

○委員長(戸叶武君) 本案の質疑は、慣例により次回に譲ります。

○委員長(戸叶武君) 次に、運輸事情等に関する調査中高速自動車国道に関する件を議題といたします。

まず、山内自動車局長より高速自動車国道法案に関する御説明を願います。

○政府委員(山内公敏君) お手元に、高速自動車国道法案、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案並びに国

土開発縦貫自動車道建設法案の三つの資料をお配りいたしましたわけでございますが、初めに、国土開発縦貫自動車道建設法案、これは議員提出の法律でございますが、すでに御承知と思うわけでございまして、お手元に配付いたしました法案は、前国会に継続審議になっておりました法案そのまゝをお配りいたしておりますので、今国会におきまして衆議院で一部修正になっておりますので、その修正分につきまして訂正をさせていただきますと思っております。

この法案は目下参議院の建設委員会に付議されて審議をされておるようについて伺っております。

変更しましたところは、第三条、国土開発縦貫自動車道の予定路線、縦貫自動車道の方の關係でございます。この条文の中で、お手元にお配りいたしておりました法律といたしましては、云々「の予定路線は、別に法律で定める。」と、こう書き切つてございしますが、その「の予定路線は、別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市付近から吹田市までを別表のとおりとするほか」と書き加えまして、それから「別に法律で定める。」というふうになつておるものと申しますのは、この小牧市付近から吹田市付近まで、いわゆる名古屋一神戸というものが本年度予算化されておりますので、この法律によりまして、この別表に掲げておきますところのこのよう路線が、この別表の法律が審議会にかかりまして、それからその審議会の決定に基づいて内閣が法案を提出いたしましたので、それでなければ工事にかけられないということでございますので、この小牧市付近から吹田市までは別表の通り、もうすでに認められ

たということにしませんと、この法案が具体的に動き出さないということでは修正になったように聞いております。それに關係をいたしまして第二項に「政府は、すみやかに、前項に規定する『予定路線に関する』云々と書いてありますが、それを「すみやかに、前項の法律で定めるべき」予定路線に関する法律案を」というふうになっております。

また第十条におきまして「政府は、第三条第一項」云々と、こう規定しておきますのを「別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市付近から吹田市までの区間についてはこの法律の施行後、その他の国土開発縦貫自動車道の予定路線については第三条第一項の法律」というふう書き加えられまして、すべてこの小牧市より吹田市に至るまでをこの国会で御承認をいただくということに關係をいたしました改正でございます。

もう一点は第十三条の關係でございますが、審議会のメンバーを書いておりました、この「二十八人」を「二十九人」に一人ふやしておきます。その一人ふやしたのに關係をいたしまして、一、二、三、四と大蔵大臣からずっと書いてありますが、そのうちに六の自治庁長官の前に国家公安委員会委員長というものをに入れておきます。この趣旨をいたしましては、現在の道路交通取締法では、いわゆる自動車の最高速度を六十キロに押えておるわけでございまして、将来特別のそういうスピードに関する措置をする必要があるということも起りますので、国家公安委員会委員長をここに付け加えたらどうかというふうに考えておりますが、そ

れに閣連をいたしまして、第四項の「前項第十号」が「十一号」に下ったという事になります。その附則の表の中の「昭和三十一年」を年度が変更したもので、「三十二年」度にするということになっております。

大体修正いたしました条文といたしましては、名古屋―神戸間の工事ができるようにするということと、それから国家公安委員会の委員長を入れたという事がおまな修正の内容になっております。

この法案につきましては、もうすでに参議院におきまして二十二国会以来御審議をいただいておりますので、省略をさせていただきます。これに基づきまして参議院でこの国土開発縦貫自動車道建設法案を施行する上において、高速自動車道路についての基礎的な規定をしなければいかぬという付帯決議も得ております。そのことに關しましては、政府側の調整をやるようにという具体的要望がありますので、それに基づきまして運輸、建設両省間における政府提案といたしまして今回提出いたしましたのがこの高速自動車道法案でございます。この要綱につきまして御説明を重ねていきたいと思ひます。

まず初めに趣旨でございますが、この高速自動車道法案は「国土開発縦貫自動車道建設法による国土開発縦貫自動車道を含む高速自動車道道路を道路法上の道路として建設管理するため、新たに高速自動車道道路を制定し、高速自動車道道路の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定めることにより、高速自動車道道路の整備を図らうとするものである。」

趣旨はつきりそう書いておるわけでございます。この国土開発縦貫自動車道建設法によりますいわゆる縦貫道といふものは、北海道から九州にわたりますところの日本の尾根を通りますほんとうの大縦貫線でございます。交通的にはそれのみをもつて完全とはまだ言えない。この道路に接続する道路、いわゆるわかれはあはら骨に相当する道路と申しておりますが、そういうものをやはりつけまして初めて日本の幹線道路網といふものが完成をするという見地におきまして、この高速自動車道法案は、縦貫自動車道を含めたそういう日本の国におきまします重要な高速道路の新設、管理というやうなものを規定するために作るやうなことを目的としておるわけでございます。

第二に要領といたしまして、「道路法の一部を改正して、道路の定義を改め、道路の種類として新たに高速自動車道を加えるものとする。」と、こう書いてあります。これはこの高速自動車道道を加えるものとする。と、この書き方があります。これはこの高速自動車道といふものを規定するの二つの行き方がある。一つは、道路法上の道路といふ行き方と道路運送法上の一般自動車道路といふもの行き方と二つあったわけでございます。旧道路法におきまして、道路運送法の一般自動車道におきましても、完全にその新しい交通機関を充足するには十分ではなかつたために、運輸、建設両省ともいろいろ折衝いたしまして、道路の一種類に加えるけれども、その規定におきましては、道路法とは新たなものも加えてやつていくやうなことで、道路法上の道路といふものといたしまして、道路法の改正をいたしまして、この高速自動車道といふものは道路の

一つの種類として加えたわけでありま

す。次に「高速自動車道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の根幹部分を構成し、かつ、政治、経済、文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利益に特に重大な關係を有するもので次に掲げるものをいふものとする。」という事がございまして、一にただいま御説明申し上げました国土開発縦貫自動車道の予定路線の中から政令で実際に施行しようとするものを指定をいたします。これが高速自動車道となるわけでございます。それと一つ、次に御説明をいたします予定路線のうちから、この政令で路線の指定をしたものといふものが、道路法上いふところの高速自動車道となるという規定でございます。その第二のものとしたしましては、運輸大臣、建設大臣は「内閣及び審議会の議を経て、国土開発縦貫自動車道以外の高速自動車道道路について予定路線を定めなければならないものとする。」この縦貫自動車道道路以外にただいま申し上げましたように、今いろいろ重要路線が考えられますので、それを審議会の議を経て、予定路線といふものをきめようというふうに考えておるわけでございます。

次に第四番目といたしまして「(三)の路線を指定する政令を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ審議会の議を経なければならないものとする。」とありまして、その審議会は国土開発縦貫自動車道建設審議会をこちらにも利用させていただくというふうに考えておるわけでございます。

第五番目に「運輸大臣及び建設大臣は、審議会の議を経て、政令で定めるところにより、高速自動車道の新設又は改築に關する整備計画を定めなければならないものとする。」とありまして、この高速自動車道といふものは、国が考えてそれで国が施行するといふものが本来的の建前にいたしておりまして、これを有料とする場合には道路公団にやらせるといふ考え方であります。その整備計画といふものを非常に重視をいたしまして、運輸大臣及び建設大臣が審議会の議を経てこれを定め、定め方は政令でやるという事を、法律において明らかにしようとしておるものでございます。

次は建設省の権限が書いてございまして、その整備計画におきましてきまつたものは建設大臣が、その「新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理」といふやうなものは建設大臣が行うという事を規定してあるわけでございます。

第七番目は「高速自動車道が道路、鉄道、軌道等と交差する場合においては、その交差の方式は、立体交差としなければならないものとする。」これは当然の規定でございますが、非常に高速で走ることを目的としたために、平面交差は絶対にいかぬという事を規定をいたしておるわけでございます。

第八番目は「高速自動車道に連結させることができる交通施設は道路、一般自動車その他政令で定める施設に限るものとする。」いろいろな道路あるいは施設がこの高速自動車道と連結いたしますと、非常にこの目的を阻害いたしますために、こういう規定があるわけでございます。それでは政令で定める施設とはどういふものかという事になります。まず第一に考えられますのは、トラックあるいはバスのターミナル施設、または当然必要でありますところの給油施設といふやうなものがあるわけでありまして、政令でそのほかまた必要があるならば定められると思ひますが、それ以外のものでこの道路にはくっつけてはいけないという規定でございます。

第九番目は「建設大臣は、高速自動車道を通行する自動車の危険を防止するため、高速自動車道に接続する二十メートル以内の区域について、政令で定める基準に従い、特別治道区域を指定することができるものとし、この区域内においては、高速交通の支障となるやうな建築物等についてその建築等を制限することができるものとする。この場合においては、通常生ずべき損失を補償するほか、損失の程度により国は買取請求に応ずるものとする。」これは読みました通りでございます。まして、両側二十メートルぐらいの所でこの道路の効用を阻害するやうなものができまします。この道路の運用に支障を来します。特別の制限規定を置いておまして、その場合の補償をこの法律に盛り込もうとしておるわけでございます。

第十番目、「高速自動車道は、みだりに立ち入り、又は自動車による以外の方法により通行してはならないものとする。」これは非常なスピードを出して走っておりますので、危ないもので当然の規定をいたしております。

十一、「高速自動車道道路の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特

別の規定がある場合のほか、国の負担とし、国は、高速自動車国道の存する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、その費用の一部を当該都道府県に負担させるものとする。」「国道でございませうから、当然に原則的には国がこの費用の負担をするわけでございませうが、その通過をする都道府県が著しく利益を受けるときには、受益負担も法律によって定め得るということを規定いたしております。

十二に「運輸大臣は、この法律に規定する権限を行うため、特に必要がある」と認めるときは、その職員をして車両を停止させて道路の交通量の調査を行わせることができるものとする。」「これはいわゆる立ち入り検査でございまして、この高速自動車道がいかに運用上有効に行われるかというものは、やはり調査をしないといけないわけでありまして、と申しますのは、この縦貫自動車道は、将来相当の車線を持たなければならぬと思ひますが、費要の関係上、そう一時に車線——車の線でございますが、持つわけにいかないもので、逐次ふやしていくためには交通量、常時どういふふうな目的にこれが利用されておるかということを調査しなければならぬので、その立ち入り検査を認めまして、どういふ交通が行われているかということを調査いたしますと同時に、将来どんなふうい高速自動車道がふえていくと思ひますので、そういうもののために、基礎資料にもしなければならぬというこのために、特にここにつけ加えまして権限でございます。

十三番目は「高速自動車国道の新設、

改築、維持、修繕その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法の一般規定の適用があるものとする。」「道路といたしましては同じような性格がありますので、この法律におきましては、特に一般自動車道と違ひやり方におきまして規定をいたしたもので、その間におきましては、道路法を引いておるわけでありませう。

そこに備考といたしまして「道路整備特別措置法の一部を改正して日本道路公団が行う有料の高速自動車国道の建設管理、日本道路公団が徴収する料金の認可、料金の基準等に関する規定を設けるものとする。」「別途の法律の規定をここで設けようとしたておりませうが、特に運輸省に関連する分といひましては、この料金というものは非常に大きな問題になるわけでございますが、これにつきましては、運輸、建設両省共管で監督していくという規定を盛り込むようにお手元に提出いたしております。

以上が大体この高速自動車国道法案の趣旨の御説明でございます。

○委員長(戸叶武君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(戸叶武君) 次は、連合審査会に属する件についてお諮りいたします。

○委員長(戸叶武君) 御異議ないと思ひます。さう決定いたしました。

ただいまの決議に基づき、委員長は建設委員会に申し入れることにいたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(戸叶武君) 速記をつけて下さい。

○相澤重明君 この際、運輸大臣に一つお尋ねをしておきたいのですが、前回の委員会でも横浜港の軍貨の問題をめぐって、米軍から直用入夫の問題で話があらたことについて、関係各官庁と御連絡をとって、そして本委員会に御報告をするということが言われておったのでありますが、その後の経過はどうなっておりますか、御報告を願いたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤胤勇君) お答えいたします。ただいまの件は、先般のお話に、御質問の趣旨もありまして、あれに基きまして、関係当局と今まだ話を進めておりますが、まだ十分な結論に達していませんけれども、御趣旨を体して、運輸省としてはその方向に進めております。

○相澤重明君 ただいま大臣の答弁で、趣旨について了解をされてお話をされておると思うのですが、すでに第一回が二月二十五日ですが、調達をせよという話があつて、作業が進められておるやに聞いておるのであるが、それはどういふふうになっておるか、お答えを願ひたい。

○國務大臣(宮澤胤勇君) その点は局長から……。

○政府委員(天竺長吉君) ただいま大臣のお話でございましたように、その後運輸省としていろいろ進めております経過を報告いたします。

大臣の命によりまして、外務省の歐米局長それから調達庁の次長と会合いたしました。この問題について協力を

要請すると同時に、どうしたら解決に向つて一番いい方法がとれるかということも協議いたしました。その結果、これは非常にむずかしい点があつて、まづこちらからアメリカ軍が直用をやるということとはできないということを言ふことはむずかしいので、これは友好裏に話を進めることが一番策を得たものではないかというふうな話し合いになりました。そこで、その方法としては、直接の労務調達の面にも当つては、神奈川県知事の内山知事が駐留軍の神奈川県知事の内山知事が駐留軍の事情を説明するように取り計らうのほうがいいのではあるまいかというのとに相談がございましたので、翌日、大臣の命を受けまして、横浜に運輸省の港湾局長が神奈川県知事を訪問いたしました。そして座間の第八軍司令部に行つて、直接横浜港をあずかつておる知事として、問題解決について交渉をされたという旨を要請いたしましたところ、知事もそれを快諾いたしました。

と、これについて、三月二日でございますが、内山知事は座間へ参りまして、先方は参謀長のピアソン中将、それからGフォア調達関係のカーター准将、それからGファイブ関係のジョナ大佐、運輸代表部のモリス准将、横浜港の司令官であるライオン大佐というふうな人たちが会ひまして、そこでわれわれの方であらかじめ用意をしておきましたことについて説明をしたのでございますが、要点は、日米両国民間の友好関係をこゝろから害することではないかという点、それから日本側としては、これは業者にしても、労務の関係にしても非常に困るのだ、これを強

力に押し進められては困るのだ、それからアメリカ軍にとつてもあまり得策ではないではないかというふうな点を述べまして、いろいろ話をしたのでございませう。その席上、参謀長はライオン司令官に、これはどうしてもやっぱりやらなければならぬのかという質問をしたのでございませうが、これはどうしてもやらなくちゃならぬという答であつた、知事としては、それは一つ最小限度にとどめるようにして繰り返して説明をして歸つたということの報告が参りました。そして三月四日になりました。横浜地区司令官であるライオン大佐が内山知事をたずねまして、当初の要求の三百八十六名から五十一名は減らしてもよろしいからと云つて参つてきております。なお、申し述べののを落しました。その三月二日の座間の会議の節には、三百八十六名以上に及ぶことではないかということを確言したものでございませう。そこで、昨日、三月六日運輸省の港湾局長、外務省の欧米局長、それから調達庁の次長が再び会合いたしました。政府として、さらにこの件をアメリカ軍の方に、欧米局長から担当者に近日中に話すという方針をききました。なお、この三月の二十一日——春分の日、横浜の知事公舎の近くであります迎賓館におきまして、アメリカ軍の先ほど申しました首脳部、それから神奈川県、調達庁、それから業者というふうなものが集まつて、議事裏にこれをつ話し合ひおひやないかということ、ただいままで進んできております。以上が大体の今までの経過でございます。

○相澤重明君 今の港務局長の回答ですが、これは結局、調達庁にすべてをまかせるといふ形になると、やはり調達庁というものの一つの任務という場合には、どうしても調達をするようになつてくる。問題は私ども運輸委員会でも一番中心に考えたのは、運輸大臣もこの前お話しになったように、もう十二年もたつてゐるのだから、そろそろ日本もアメリカと対等の立場で問題を掘り下げていく必要があるのではないかと、すなわち日米行政協定について、改めるものは改めていき、日本が特別に不利になるようなものは、この際話し合つて除いていくという方向に方向に行くべきではないか、こういうのが本委員会における考え方です。ですから、やはり政府が責任を持つてこういう重要な問題については態度というものをきめて、そして関係者に話し合ひをさせなければ、これはやはり根本的な解決策には私はならぬと思ふ。その点、ただ単にこれは事務的に処理を進めていくということでは、これはどういふふうな運輸省の考えを持つておつても、運輸省だけの処理にはできない、こういうふうな考えから従つて、運輸大臣は、今日もなお、前回にお話しされたように、日米行政協定については、不利な点については変える考えがあるのかないのか、こういう点を先にお尋ねしておきます。

○國務大臣(宮澤重男) 今御質問の点につきましては、御承知の通り、予算委員会もしくは本会議等において岸総理大臣兼外務大臣から、言葉のあやはありませんけれども、相当腹を持つた御答弁を申し上げて、この内閣としては従来なかつたような決意で一つこゝろ問題に當りたい、おそろくは、国会後総理大臣が訪米するということも、腹の中にいろいろなことを持つてゐると思ひます。この時期はたゞいまお話しされましたように、私どもにおいても、こゝろ問題について相当真剣に一話つ合つていくべき段階に來てゐる、こゝろ考えますので、この点については、たゞいまお話ししたように、事務当局も相當に熱意をもつて折衝してあります。内山知事も御承知の通り外交関係についてはなかなか練達の人である、従つてやはりこゝろ問題を取り上げて熱心にやつてくれおと思ひます。その政府の全体の施策とあわせまして一つ進めていくほか、実際の問題として今運輸省だけでもつてこれを突き進めるといふわけに御承知の通り行きません。そういう点に重きを置きまして、全体の問題として、そのうちに道が、お話しした通り、順次進んでいけば、こゝろ問題も片づきやすいと思ひます。ことに、数においても非常に制限するし、向うもだいたい折れては來ておりますけれども、これを今の条約の建前から押し切るといふわけにもいかないうふうになつておりますので、最善を尽したいと思ひますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○相澤重明君 運輸大臣の最初の言葉は私も非常にいいと思ひます。しかし、あのお話の最善を尽すから御了承を願ひたいといふのは、押されていつちやつて、問題はもうすべてが既成事実としてきめられちゃつてから、あとになつてから、あああのときはこゝろすべきだつたと言つても間に合ひない。先ほど港務局長の言ひのように、すでにこちら側——日本側としては誠意をもつてこの問題を解決するように関係者は努力してゐるわけですね。それで二十一日にも、なお政府の関係官庁なり、あるいは日本の業界も含んでこの話し合ひをしたい、こゝろ熱意のほどが示されてゐるのであります。が、少くとも根本的な問題は、私どもがいつも言ひ通り、日本の法律といふものを外国のものであるからといふことでじゅうりんをされてゐるのかどうか、日本の独立といふものは一体どこにあるのかといふことを考えてくると、やはりこゝろ問題はよくこちら側の腹を、あなたのおつしやるように、きめてからならなければ、どんどん既成事実が作られちゃつて、話をしたのだけれども仕方がない、こゝろいふことで私は問題の本質の解決にはならぬと思ふ。そこで、今内山知事の言ひも出ましたけれども、何といつても出先機関なり、あるいは地方自治体の立場をとれば、政府の方から、こゝろして何名のワクといふもの、あるいは調達をしてくれと言われれば、これは仕方がないといふ形になつてしまふわけですから、ですから先ほど申し上げたように、政府の腹がまがえてきて、そして基本的なわれわれの解決策といふものはこゝろなんだといふことを私は先きめていかなければいけないのだ、こゝろいふことを今申し上げたわけですね。

それについては、さらに運輸大臣も外務大臣も、あるいは関係の人とも話をして善処されるのを私は期待をしてゐるわけですが、具体的に先月調達を行つたのかどうか、こゝろいふ点について、港務局長にお尋ねをしておきたい。

○政府委員(天竺夏吉君) この前に申し上げましたように、向うの調達希望の人員は、第一次が二月二十五日が二十名でございまして、これはすでに調達をしておるはずでございまして。それから第二次は三月八日になつております。これが百二名になつております。これはまだ行われてないという状況でございまして。

○相澤重明君 この前の委員会でも申し上げたのですが、運輸大臣が外務大臣等と話し合つて、そしてこれらの問題についてお話を進めるといふことについて、たとえば、時間的に間に合ひないで、二月二十五日に採用するといふ、調達をするといふような建前をとつた場合に、その次の問題もさらにそのまま採用していくのか、つまり調達庁の直用をどんどん認めていくのか、こゝろいふ点を話したところが、それらについては、話し合つた後にこの問題について解決をしたいから、たとえばこゝろいふことがあつても、この問題については、根本的に考え直してもらふといふような御答弁があつたと思ひます。それはこの議事録にも載つておるわけですが、こゝろいふ点について、今三月八日に百二名といふことになると、これは明日ですね、明日行われることになる。そして、結論的には、ライオン大佐ですか、が参謀長に答えたように、若干の減員は考へておるけれども、とにかく宇徳運輸といふものにかゝるべき人数を集めたのだと、そして米軍が、直接日本の業界のもの、あるいは労働者もあり考へないで、とにかく米軍で直接の作業をどんどんやつていくのだと、こゝろいふ考え方を強行するといふふう

に考えられるが、こゝろいふ点はこのようにお考へになつておるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(天竺夏吉君) この点につきましては、内山知事が向うへ参りましまして、説明したときに、宇徳運輸が欠けておる分を特に持ちたいのだと、そして、どうしても軍としての荷物は必ずよどみなくいかなければならぬので、不測の事態に備えてでもどうしても持たなくちゃならぬと、最低限を持つたのであつて、そのときの話では三百八十六名をこすことはない、こすことはないが、この人数はどうしても持つて確保しなければならぬのだと、遊ぶことがあるではないかといふ反問に対しては、遊んでもよろしい、こゝろいふことであつたさうでございします。

○相澤重明君 港務局長にさらに一つお尋ねしておきたいのですが、將來、今まで扱つておつた四社ですね、四社のうちの二つが、宇徳運輸が欠けておるわけですが、これだけの人数を直接に集めて、いわゆる単貨を扱うといふことになると、今の既存の業者といふものは、やはり実際には契約がでなくなつてくる、こゝろいふようなことが考へられませんか。

○政府委員(天竺夏吉君) 向うの言ひ分はこゝろいふことになつてゐます。宇徳運輸が一つ抜けたと、その分をせいでいやる程度であつて、それ以外の分に対して、何も日本の業者に不利を与えたり、労働者に圧迫をかけるといふような意思は毛頭ないんだと、こゝろいふことでは、宇徳運輸は抜けたかもしれませんが、それは一番上の

扱けたものであつて、下の方はそうではないんだと、皆同じでもらつておるのだから、だからこれが扱ければ、これは一つ減るんだ、これだけ減るんだというのを言ひましても、その点はよくわかつてくれないようでございます。お話の通りでございます。

●柴谷要君 話を聞いておきますと、運輸当局においては非常に努力されておることは見えておるのですが、私は、やはり問題が問題だけに、からめ手の戦いでは一向に問題は解決しないと思ふ。内山知事の御努力は了とするも、これは正式の政府機関の代表でもなければ、運輸省の代表でもないと思ふ。そういう人がいかように努力されましても、本筋のものはやはり解決しないのじゃないか、こういう考え方である。そこで、前回の運輸委員会におきましていろいろ議論された過程において、本問題は重要であるから、少くとも日米合同委員会に問題を投げ込んで、そしてここから解決を見出さなければ解決はない、こういう港灣局長の答弁があつた。それをまづしぐらに守つておられるかどうかということとを聞きたい。これが一点。もう一つは、私は二月二十七日に、日米合同委員会が開かれたという話を聞いている。果してこの二十七日の日米合同委員会に、この問題が上提されて、十分日本側から要請をしたかどうか。この二つについてまずお答えをいただきたい。

●政府委員(天竺良吉君) 二月の二十七日に合同委員会第一回がやつと開かれたのでございまして、それについて、それは合同委員会ではこの業者に請け負わすといひますか、荷役作業を、役務を課す場合に、合同委員会を

討議をしなければならぬかという説明をしたのであります。そのときに、この直用の問題も非常に密接な関連もあるので、ここで討議をしたいというところを申し入れましたところ、向うはこれは議題には入っていない、これはわれわれの権限外だということで、一蹴されております。

●柴谷要君 そうしますと、問題は権限外の事項であるから日米合同委員会の議題にはならぬ、こういう向うの回答があつたのに対して、こちら側は議題になるかならぬか、その点を十分御検討になりましたか。

●政府委員(天竺良吉君) この問題が起る前に、日米合同委員会には要請を起す前に、かけておりましたが、この問題は初めから入っていないのでございまして、向うにそう言われましますとその通りで、やはりそこで討議をするというところはできないので、あらためてまた持ち出さなければならぬという問題であります。

●岩間正男君 関連して、この前、特別委員会は持たれたという話がありまして、その報告は、われわれは、その委員会の第四回目というようにこれは了解して、日米合同委員会が開かれたという話を聞いているのだと思ふのです。特別委員会というところを略しておりますが、実際はあの特別委員会の四回目が開かれて、両者の会議が始まつたのだ、おそらくこれは柴谷委員の話も、そういうような含みで聞いているのだと思ふ。あなたのよいな話があつて、日米合同委員会の

これは課題じゃないということでも話にはぐらかされておるのですけれども、特別委員会はもうなつたのですか。第四回が開かれたのですか。これはどうなつたのですか。

●政府委員(天竺良吉君) ただいまお話ししているのは、第四回と申しますが、日米合同委員会の特別委員会です。

●岩間正男君 そうすると、これは権限外だということですか、そのことは、そこでこの問題を扱うことは、そういう見解なんですか。

●政府委員(天竺良吉君) その特別委員会の議題には入っておりませんので、それでその特別委員会では、その直用の問題を扱うことは、その委員会の権限外だと、こう言つて向うはこちらの要請に応じない、こういうわけですから、どうお考えになりますか。当委員

●岩間正男君 これは、天竺港灣局長、どうお考えになりますか。当委員会を、これはあなたの意図はどうあるうとも、散らしているのだ。われわれはこの問題を具体的に解決するために、日米合同委員会を開くべきであるというところを昨年の十一月から何回にもわたつて言つておるわけですか。その結果、あなたたちが外務省と相談して、千葉港局長とも話をしまして、この問題を何とかやろう、合同委員会に提訴する、こういう格好で、いよいよこれは、この前のあなたの報告では、この問題を扱う具体策として——ここに速記録がありますが、具体策として特別委員会を持たれるのだ、一回目は二月八日でしたか、持たれることになったが、しかし、前日になつて、これは腹を痛くしたのでもないでしようが、向うさんの都合が悪いというので、七人來なかつたので、こ

これは流れてくれということになつた。それから一週間して第二回目を持とうとしたら、これも流れてくれ。第三回目も全く同じようなことをやっていると。これは全く人をなめておると思ふ。そこで、どうしてもこの問題を継続して持つていつて、そしてこれを解決すべきであるということをして、われわれはこの委員会でも確かにこれは強烈に申し上げたと思ふのです。運輸大臣も、これについては、ちゃんと速記録に残つておられます。そういうふうな努力するのです。そういうことをおっしゃつておられるのです。それは全然権限外だからだめだなどというところじゃ、当委員会の面目にも関する問題です、われわれは、ここで解決されるのだ、そこが話し合いの場だ、こう確認してこの問題を追及していったら、最後になつたら、権限外だから、そこでは扱われぬと、ここでやられたとしたら、これはまるで何でもなし、具体的にそこで解決しないところ、われわれに何だか別なものを期待させて、いかにもそこで解決するような幻想のもとに説明されてきたのです。そのところとは一体どうなんです。大へんなことじゃないですか。

●政府委員(天竺良吉君) ただいまの日米合同委員会の特別委員会に付託されております議題は、これはアメリカの軍の貨物を取り扱う契約の方式についてでございます。直接労働者を雇つてやるのかという点でございまして、その点でその委員会の議題に乗つてない、こういう意味で向うの人はわれわれの扱う権限ではない、こういうわけですからその委員会では扱わないというわけでございます。

●柴谷要君 そこで、権限外であるというところで拒否された理由の中で、実は駐留軍関係労働者のワクというものを日米合同委員会できめてある、そのワクの数が今日要員が少い。その残りの浮いた員数は、これはやは大綱がワクできまつておるから、これは別段委員会にかけて議論する必要はない、こういう意味で、直接調達庁に何名よこせと、こう米軍の方から要請されれば、調達庁はそれを拒否することができない。それが三百八十五名だ、こういう要請があつた。それは日にちによつて限られて、調達庁の方でこの要員を出していかなければならぬ、こ

ういふ事情になつておるということと、聞いているのですが、果してそのような事情にあるのかどうか、これを一つ明確にお答え願ひたい。

●政府委員(天竺良吉君) 調達庁とアメリカ軍との間に労働基本契約と称しているものがあるのをごいひますが、そのワクの空席が三百八十五であるかどうか私知りませんが、まず、そういう契約がございまして、そうして調達庁の方は、要請があれば調達をしなければならぬ約束になつておるようでございます。

●岩間正男君 大体、この特別委員会で解決するのだという建前であなたはここに御報告になつたと思ひますが、当時の考え方はそうじゃなかつたのですか。米軍の意向はいざ知らず、あなたの当委員会における御説明はそういうことだつたのでしやう。どうですか。

●政府委員(天竺良吉君) アメリカの合同委員会の特別委員会で解決したいというところは、契約の方式に関するこ

とでございまして、ただ直用の問題もそれに非常に関連がございしますので、それに加えてやつてはというふうに考へておつたことはございまして。

○岩間正男君 あなたもそう考へていたのですが、実際はこれはすつかりすつぽかされた。いわばこれはベテンにかけられたということになるのじゃないですか。この点はやはりなおたさなければならぬと思うのですが、運輸大臣にお聞きしますけれども、当委員会では運輸大臣が約束になったことについては、これはお守りになる決意を持つておられるのですか、どうですか。

○國務大臣(宮澤胤男君) その考へのもとに今当局をして折衝させております。

○岩間正男君 そうしますと、私はあのとき、まずいろいろお聞きしたのでありますが、相澤委員やその他の方からのお話が出たわけでありまして、第一にこの問題は、これは単なる一運輸省だけの問題じゃない。私は、やはり国と国との基本的な問題に關する、しかもあなたは運輸大臣であると同時に政府の連帯責任の上に立たなければならぬ、従つて、この問題は、外務省とよく相談して、外務大臣ともよく相談して、これははつきり進められなければならないのじゃないですか。そうしたいと思ひます。これは読み上げればはつきりしておりますけれども、そういうふうにあなたはお答へになつていらつしやるわけですか。そうしますと、これは閣内におきまして、この問題が當然問題に私はなつたのだらう

と思ひます。これは二月の二十一日のこととでございまして、それからあれからして大体もう十七、八日たつておるわけとでございまして。従つて、この間に問題は非常に急迫しておつて、一方では米軍の直用の問題がもう出かかつておつたときとでございまして、この問題をばつきり解決されると、こういうお考へでしたら、当然これは閣議で問題にならなければならぬ、外務大臣にもお話しになり、岸總理にもお話しになつて、閣内の意向をおまゝとめになつて、日本政府の意向としてはつきり当られるということが最大の政治的責任であつたと思ひます。この点どうなつておりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤胤男君) 閣議の問題として取り扱ひ前に、外務大臣に話しまして、今のような手続を進めておるわけでありまして。

○岩間正男君 その結果は、これはどういふことになつておるのでございましょうか。当委員会としても、直接外務大臣なりあるいは閣僚の特別調達庁に出ていただいてお聞きしなければならぬと思ひます。この点でも、これは私は、この問題の中で、とにかく事態が発生しているのですが、少くとも、この前いろいろ申し上げました行政協定二十六条あるいは行政協定十六条、さらに行政協定十二条、この十二条の条項によりまして、これは直接閣連した問題になつてくるわけですか。そしてその中で、この行政協定の規約は尊重しなければならぬし、国内法はあくまでもこれは尊重するといふ建前を貫かなければならぬし、また、運輸大臣がこの前御答へになりました、

先ほど相澤委員からもお話がありましてたけれども、独立しているのだから対等の立場でやつていきたい、この辺で問題をやはり一つ一つ具体的に解決して、それによつて問題を明かにしていきたい、こういうことを事実答へになつておるのです。それにもかかわらず、この問題というものは非常に態度が不明瞭であります。われわれとしましては、つまり合同委員会が結論が出るまでは、少くとも直用の問題は一時中止すべきで、これがまず当面した中におきましては、これは政府の態度でなければならぬ、こう思ひます。政府のほうはつきりした態度をお示しになつたのであります。どうかどうですか、この点お伺ひいたします。

○國務大臣(宮澤胤男君) 私が前回お答へいたしました点、また、ただいまのお話の通り、これは一つ進めていきたいというわけで具体的に順次進めておりますが、ただ、それがこちらの思ひ通り、一ぺんに解決しないといふことは残念でありますけれども、これは相手のある交渉ですから、御承知の通り、こういう熱意をもつて順次進めております。その点は、日米間の各案に對する調整もやはりそういう点でやつておりますが、ただ腹においてはお承知の通りこの内容は相当進んでおりますので、外務大臣に話しても、從來とは違つた態度をもつて皆やりつあるといふことだけを一つ御了解いただきたいと思います。

○岩間正男君 そうしますといふと、そういう政府の態度といふものは、これは貫かなくてはならぬし、私は思ひます。ところが、実際は内山県知事に依頼して、そうしてあいまいな解決を、政府みずからがこれは行つて、政府の一部機関の者が行つてそういうことを總括するに至つては、これは政府の態度がはつきりしておるとおつしやつても、われわれは受け取りかねるのです。これは政府がはつきり政府を代表して強硬にこの点だけは、少くともこれは最低線です、この最低線が守れないで、行政協定を改訂しようとか何とか言つたつて、これは全く話にも何にもならない問題なんです。一つ一つの問題にとかく当面した場合には、鉄は赤いうちに打たなければならぬ。既に事実を作られてしまつては問題にで現状を変更させない、これを認めない立場に立つて話し合いを進める、そういうことに政府が乗り出していった態度は、はつきりした矛盾だと思ひますが、この点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤胤男君) こういう現地の問題でありますから、これは根本の態度とともに、やつぱり現地で都合よく現場の人たちと話ができることが必要でありますから、あらゆる手を尽しておる、そういう点を一つ御理解いただきたいと思います。

○岩間正男君 それは、現場の問題です。それから、そこで解決するのはけつこうでございます。しかし、政府の方針を貫く方向にこれは解決の努力をされるべきだと思つておる。ところが、私、これはちよつと耳に入つた問題でありましてけれども、調達庁の方から、もう県を通じ、さらに向うの所管を通じて、そういうような調達に依つてくれ、そういうふうなことを、これは依頼をしておるのです。これははつきり、必要でしたらそういうふうな事実を差し上げておつてくださいます。そうしますと調達庁、これは政府機関の一部じゃないのでございまして、この点お伺ひしておきます。調達庁というものは、これはアメリカの機関で、そうして何かアメリカの御用達をやつておれば済むのであります。これは日本政府の機関だと私は考へておりますけれども、この点運輸大臣はいかがでございましょうか。

○國務大臣(宮澤胤男君) そんなはずはない、みんな一緒になつて努力しておりますから、ただいまの局長の御報告申し上げた経過から見ても、やつぱり努力はしておるのですが、事実上なかなか思ひ通りにいかない点もある、これをわれわれが忍耐を持つて押していかなければならぬ、こう思ひますが、その点御了承願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 私も忍耐をしなくちゃならないと考へておりますが、忍耐にも限度があると思ひます。いやしくも、一國を代表して独立を願つておると、こういうことを一番最初に宮澤運輸大臣は当委員会におきまして声明されたわけでありまして、また、岸内閣もそういう道を貫くのだといふことを声明されたのであります。われわれはこれはあつたばれな御態度だと思つたので、ところが、実際はそれはから念仏に終つておるのじゃないかと思ひます。具体的に、政府機関の一部がそういう態度についてはいまことにあいまいな態度で、向うの言ひなりになりまして、そうして実際はもう過去においてそういうふうな要請をしておる。アメリカの言ひなりはうだいになつてい

まいもこたるものになると、悪例を残

〔速記中止〕

国鉄運賃値上げ反対に関する請願

に対する認可及び免許は、既設業者の

負担金の額がその工事に要する費

附 則
用の額の十分の五であるときの国の負担割合は十分の二・五とし、その負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえるときの国の負担割合は別に法律で定める。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律（昭和三十一年法律第九十九号）が効力を有する間は、改正後の第四十二条第一項ただし

書中「十分の二・五」とあるのは、「十分の三」とする。
三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二十円十銭」を「二十円四十銭」に、「二十円四十五銭」を「二十円六十五銭」に、「七十五銭」を「八十五銭」に、「五十銭」を「五十五銭」に改める。
別表第一から第三までを次のように改める。

別表第一

第四条の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 別	三 等 運 賃	二 等 運 賃
青 森 函 館 間	円 250	円 500
宇 野 高 松 間	60	120
仁 方 堀 江 間	170	340
宮 島 口 宮 島 間	20	
大 島 小 松 港 間	30	
下 関 門 司 港 間	40	

別表第二

第六条第一項の規定による急行料金

種別	地 帯 別	三 等 料 金	二 等 料 金	一 等 料 金
特別急行料金	400キロメートルまで	円 600	円 1,200	円 1,800
	800キロメートルまで	800	1,600	2,400
	1,200キロメートルまで	1,000	2,000	3,000
	1,200キロメートルをこえるもの	1,200	2,400	3,600
急行料金	300キロメートルまで	230	460	690
	600キロメートルまで	350	700	1,050
	900キロメートルまで	460	920	1,380
	1,200キロメートルまで	580	1,160	1,740
	1,200キロメートルをこえるもの	690	1,380	2,070
準急行料金	150キロメートルまで	70	140	210
	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	180	360	540
	900キロメートルまで	230	460	690
	900キロメートルをこえるもの	290	580	870

別表第三

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

等級 キロ程	普通												特別		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
キロメートルまで															
5	210	168	136	115	107	103	100	95	91	87	83	79	89	84	79
10	249	199	162	137	127	122	118	113	108	103	98	93	106	100	93
15	288	230	187	158	147	141	137	131	125	120	114	108	122	115	108
20	327	262	213	180	167	160	155	149	142	136	129	123	139	131	123
25	366	293	238	201	187	180	174	167	159	152	145	137	156	147	137
30	405	324	264	223	207	199	193	184	176	168	160	152	172	162	152
35	445	356	289	245	227	218	211	202	193	185	176	167	189	178	167
40	484	387	314	266	247	237	230	220	210	201	191	181	206	194	181
45	523	418	340	288	267	256	248	238	227	217	207	196	222	209	196
50	562	450	365	309	287	275	267	256	245	233	222	211	239	225	211
55	601	481	391	331	307	295	286	274	262	250	238	225	256	241	225
60	640	512	416	352	327	314	304	291	279	266	253	240	272	256	240
65	680	544	442	374	347	333	323	309	296	282	268	255	289	272	255
70	719	575	467	395	367	352	341	327	313	298	284	270	305	287	270
75	758	606	493	417	387	371	360	345	330	315	299	284	322	303	284
80	797	638	518	438	407	391	379	363	347	331	315	299	339	319	299
85	836	669	544	460	426	410	397	380	364	347	330	314	355	334	314
90	875	700	569	481	446	429	416	398	381	363	346	328	372	350	328
95	915	732	594	503	466	448	434	416	398	380	361	343	389	366	343
100	954	763	620	524	486	467	453	434	415	396	377	358	405	381	358
110	1,000	800	650	550	510	490	475	455	435	415	395	375	425	400	375
120	1,046	837	680	575	534	513	497	476	455	434	413	392	445	419	392
130	1,093	874	710	601	557	535	519	497	475	453	432	410	464	437	410
140	1,139	911	740	626	581	558	541	518	495	473	450	427	484	456	427
150	1,185	948	770	652	604	581	563	539	516	492	468	444	504	474	444
160	1,232	985	801	677	628	603	585	560	536	511	486	462	523	493	462
170	1,278	1,022	831	703	652	626	607	581	556	530	505	479	543	511	479
180	1,324	1,059	861	728	675	649	629	603	576	550	523	497	563	530	497
190	1,371	1,096	891	754	699	672	651	624	596	569	541	514	582	548	514
200	1,417	1,133	921	779	723	694	673	645	616	588	560	531	602	567	531
210	1,463	1,170	951	805	746	717	695	666	636	607	578	549	622	585	549
220	1,509	1,207	981	830	769	739	717	686	656	626	596	566	641	603	566
230	1,555	1,244	1,010	855	793	762	733	707	676	645	614	583	661	622	583
240	1,600	1,280	1,040	880	816	784	760	728	696	664	632	600	680	640	600
250	1,646	1,317	1,070	905	840	807	782	749	716	683	650	617	700	659	617
260	1,692	1,354	1,100	931	863	829	804	770	736	702	668	635	719	677	635
270	1,738	1,390	1,130	956	886	852	826	791	756	721	687	652	739	695	652
280	1,784	1,427	1,160	981	910	874	847	812	776	740	705	669	758	714	669
290	1,830	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	796	759	723	686	778	732	686
300	1,876	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	816	778	741	703	797	750	703
310	1,922	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	836	798	759	721	817	769	721
320	1,968	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	856	817	777	738	836	787	738
330	2,014	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	876	836	795	755	856	805	755
340	2,059	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	896	855	813	772	875	824	772
350	2,105	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	916	874	832	790	895	842	790
360	2,151	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	936	893	850	807	914	860	807
370	2,197	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	956	912	868	824	934	879	824
380	2,243	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	976	931	886	841	953	897	841
390	2,289	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	996	950	904	858	973	916	858
400	2,335	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,016	969	922	876	992	934	876
410	2,380	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,035	988	940	892	1,011	952	892
420	2,425	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,055	1,006	958	909	1,030	970	909
430	2,470	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,074	1,025	976	926	1,050	988	926

440	2,515	2,012	1,635	1,383	1,283	1,232	1,195	1,144	1,094	1,044	993	943	1,069	1,006	943
450	2,560	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,114	1,062	1,011	960	1,088	1,024	960
460	2,605	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,133	1,081	1,029	977	1,107	1,042	977
470	2,650	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,153	1,100	1,047	994	1,126	1,060	994
480	2,695	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,172	1,119	1,065	1,011	1,145	1,078	1,011
490	2,740	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,192	1,137	1,082	1,028	1,165	1,096	1,028
500	2,785	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,212	1,156	1,100	1,045	1,184	1,114	1,045
525	2,895	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,259	1,201	1,143	1,086	1,230	1,158	1,086
550	3,004	2,403	1,953	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,307	1,247	1,187	1,127	1,277	1,202	1,127
575	3,114	2,491	2,024	1,713	1,588	1,526	1,479	1,417	1,354	1,292	1,230	1,168	1,323	1,245	1,168
600	3,223	2,579	2,059	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,402	1,338	1,273	1,209	1,370	1,289	1,209
625	3,333	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,450	1,383	1,316	1,250	1,416	1,333	1,250
650	3,442	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,497	1,429	1,360	1,291	1,463	1,377	1,291
675	3,552	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,545	1,474	1,403	1,332	1,509	1,421	1,332
700	3,661	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,593	1,519	1,446	1,373	1,556	1,464	1,373
725	3,771	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,640	1,565	1,489	1,414	1,602	1,508	1,414
750	3,880	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,688	1,610	1,533	1,455	1,649	1,552	1,455
775	3,990	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,735	1,656	1,576	1,496	1,695	1,596	1,496
800	4,099	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,783	1,701	1,619	1,537	1,742	1,640	1,537
825	4,209	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,831	1,747	1,662	1,578	1,788	1,683	1,578
850	4,318	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,878	1,792	1,706	1,619	1,835	1,727	1,619
875	4,427	3,542	2,878	2,435	2,258	2,169	2,103	2,014	1,926	1,837	1,749	1,660	1,882	1,771	1,660
900	4,537	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,974	1,883	1,792	1,701	1,928	1,815	1,701
925	4,646	3,717	3,020	2,555	2,370	2,277	2,207	2,114	2,021	1,928	1,835	1,742	1,975	1,859	1,742
950	4,756	3,805	3,091	2,616	2,425	2,330	2,259	2,164	2,069	1,974	1,879	1,783	2,021	1,902	1,783
975	4,865	3,892	3,162	2,676	2,481	2,384	2,311	2,214	2,116	2,019	1,922	1,825	2,068	1,946	1,825
1,000	4,975	3,980	3,234	2,736	2,537	2,438	2,363	2,264	2,164	2,065	1,965	1,866	2,114	1,990	1,866
1,050	5,194	4,155	3,376	2,857	2,649	2,545	2,467	2,363	2,259	2,155	2,052	1,948	2,207	2,077	1,948
1,100	5,413	4,330	3,518	2,977	2,760	2,652	2,571	2,463	2,355	2,246	2,138	2,030	2,300	2,165	2,030
1,150	5,632	4,505	3,660	3,097	2,872	2,760	2,675	2,562	2,450	2,337	2,225	2,112	2,393	2,253	2,112
1,200	5,851	4,680	3,803	3,218	2,984	2,867	2,779	2,662	2,545	2,428	2,311	2,194	2,486	2,340	2,194
1,250	6,070	4,856	3,945	3,338	3,095	2,974	2,883	2,762	2,640	2,519	2,398	2,276	2,579	2,428	2,276
1,300	6,289	5,031	4,087	3,459	3,207	3,081	2,987	2,861	2,735	2,610	2,484	2,358	2,672	2,515	2,358
1,350	6,508	5,206	4,230	3,579	3,319	3,189	3,091	2,961	2,831	2,701	2,570	2,440	2,765	2,603	2,440
1,400	6,726	5,381	4,372	3,699	3,430	3,296	3,195	3,060	2,926	2,791	2,657	2,522	2,859	2,691	2,522
1,450	6,945	5,556	4,514	3,820	3,542	3,403	3,299	3,160	3,021	2,882	2,743	2,605	2,952	2,778	2,605
1,500	7,164	5,731	4,657	3,940	3,654	3,511	3,403	3,260	3,116	2,973	2,830	2,687	3,045	2,866	2,687
1,550	7,383	5,906	4,799	4,061	3,765	3,618	3,507	3,359	3,212	3,064	2,916	2,769	3,138	2,953	2,769
1,600	7,602	6,082	4,941	4,181	3,877	3,725	3,611	3,459	3,307	3,155	3,003	2,851	3,231	3,041	2,851
1,650	7,821	6,257	5,084	4,302	3,989	3,832	3,715	3,559	3,402	3,246	3,089	2,933	3,324	3,128	2,933
1,700	8,040	6,432	5,226	4,422	4,100	3,940	3,819	3,658	3,497	3,337	3,176	3,015	3,417	3,216	3,015
1,750	8,259	6,607	5,368	4,542	4,212	4,047	3,923	3,758	3,593	3,428	3,262	3,097	3,510	3,304	3,097
1,800	8,478	6,782	5,511	4,663	4,324	4,154	4,027	3,857	3,688	3,518	3,349	3,179	3,603	3,391	3,179
1,850	8,697	6,957	5,653	4,783	4,435	4,262	4,131	3,957	3,783	3,609	3,435	3,261	3,696	3,479	3,261
1,900	8,916	7,133	5,795	4,904	4,547	4,369	4,235	4,057	3,878	3,700	3,522	3,344	3,789	3,566	3,344
1,950	9,135	7,308	5,937	5,024	4,659	4,476	4,339	4,156	3,974	3,791	3,608	3,426	3,882	3,654	3,426
2,000	9,354	7,483	6,080	5,145	4,770	4,583	4,443	4,256	4,069	3,882	3,695	3,508	3,975	3,741	3,508
2,050	2,573	7,658	6,222	5,265	4,882	4,691	4,547	4,356	4,164	3,973	3,781	3,590	4,068	3,829	3,590
2,100	9,792	7,833	6,364	5,385	4,994	4,798	4,651	4,455	4,259	4,064	3,868	3,672	4,161	3,917	3,672
2,150	10,011	8,008	6,507	5,506	5,105	4,905	4,755	4,555	4,355	4,154	3,954	3,754	4,254	4,004	3,754
2,200	10,230	8,184	6,649	5,626	5,217	5,013	4,859	4,654	4,450	4,245	4,041	3,836	4,347	4,092	3,836
2,250	10,449	8,359	6,791	5,747	5,329	5,120	4,963	4,754	4,545	4,336	4,127	3,918	4,440	4,179	3,918
2,300	10,668	8,534	6,934	5,867	5,440	5,227	5,067	4,854	4,640	4,427	4,214	4,000	4,533	4,267	4,000
2,350	10,887	8,709	7,076	5,988	5,552	5,334	5,171	4,953	4,736	4,518	4,300	4,083	4,626	4,354	4,083
2,400	11,105	8,884	7,218	6,108	5,664	5,442	5,275	5,053	4,831	4,609	4,387	4,165	4,720	4,442	4,165
2,450	11,324	9,059	7,361	6,228	5,775	5,549	5,379	5,153	4,926	4,700	4,473	4,247	4,813	4,530	4,247
2,500	11,543	9,234	7,503	6,349	5,887	5,656	5,483	5,252	5,021	4,791	4,560	4,329	4,906	4,617	4,329
2,550	11,762	9,410	7,645	6,469	5,999	5,764	5,587	5,352	5,117	4,881	4,646	4,411	4,999	4,705	4,411
2,600	11,981	9,585	7,788	6,590	6,110	5,871	5,691	5,451	5,212	4,972	4,733	4,493	5,092	4,792	4,493

2,650	12,200	9,760	7,930	6,710	6,222	5,978	5,795	5,551	5,307	5,063	4,819	4,575	5,185	4,880	4,575
2,700	12,419	9,935	8,072	6,830	6,334	6,085	5,899	5,651	5,402	5,154	4,906	4,657	5,278	4,968	4,657
2,750	12,638	10,110	8,215	6,951	6,445	6,193	6,003	5,750	5,498	5,245	4,992	4,739	5,371	5,055	4,739
2,800	12,857	10,285	8,357	7,071	6,567	6,300	6,107	5,850	5,593	5,336	5,079	4,821	5,464	5,143	4,821
2,850	13,076	10,461	8,499	7,192	6,669	6,407	6,211	5,950	5,688	5,427	5,165	4,904	5,557	5,230	4,904
2,900	13,295	10,636	8,641	7,312	6,780	6,515	6,315	6,049	5,783	5,517	5,252	4,986	5,650	5,318	4,986
2,950	13,514	10,811	8,784	7,433	6,892	6,622	6,419	6,149	5,879	5,608	5,338	5,068	5,743	5,405	5,068
3,000	13,733	10,986	8,926	7,553	7,004	6,729	6,523	6,248	5,974	5,699	5,425	5,150	5,836	5,493	5,150
以上50キロメートルまでを増すごとに	219	175	142	120	112	107	104	99	95	91	87	82	93	88	82

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十一年三月十四日印刷

昭和三十一年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局